

別記

第1号様式(第2条関係)

旅館業許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者	住 所	電話	( ) —
	氏 名 ( 法人の場合は、名称及び代表者の氏名 )	生年月日	年 月 日

下記のとおり営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

旅館業の施設	名 称		
	所 在 地	電話	( ) —
営 業 の 種 別		1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業	

旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	第 号施設		
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合	営業期間		
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合	客室延べ有効面積		
	提供する役務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条第 号 該当 内 容 ( )	
	あつせん先	氏名	
住所		電話	( ) —
	提供する役務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条第 号 該当 内 容 ( )	

注 1 「あつせん先」欄は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条第1号へ、第2号へ又は第3号へに該当する場合に記入すること。

2 「あつせん先」欄の「氏名」欄は、あつせん先が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入すること。

構造		敷地面積				建物面積			延べ面積			
		m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
客室	夏台を置く客室	客室床面積 (収容定員)	m <sup>2</sup> (人)	計	玄 関 振 場	室						
		階	室	室	室	室	室	室		室	m <sup>2</sup>	
		階									食 堂	室
		階										m <sup>2</sup>
		階									飲 料 水 設 備	水道・その他 ( )
		計	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)		室 (人)		室 (人)
	夏台を置かない客室	客室床面積 (収容定員)	m <sup>2</sup> (人)	計	受 水 槽	有・無 ( m <sup>3</sup> )						
		階	室	室	室	室	室	室		室	夏 具 数	組
		階										施 設 の 総 定 員
		階										
		階										
		計	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)		室 (人)	室 (人)	
共用浴室	階 m <sup>2</sup>	浴槽の 容積	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	屋外浴槽 の容積	m <sup>3</sup>	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無		
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	シャワー	有(個)・無		ジェット噴射装置	有(基)・無	
	階 m <sup>2</sup>	浴槽の 容積	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	屋外浴槽 の容積	m <sup>3</sup>	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無		
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	シャワー	有(個)・無		ジェット噴射装置	有(基)・無	
	階 m <sup>2</sup>	浴槽の 容積	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	屋外浴槽 の容積	m <sup>3</sup>	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無		
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	シャワー	有(個)・無		ジェット噴射装置	有(基)・無	
	貯湯槽			循環ろ過装置			集毛器		消毒装置		温泉の利用	
	有(基)・無			有(基)・無			有(個)・無		有(基)・無		有・無	
	更衣	下水道・浄化槽・くみ取り					個室専用				共用	
		男子	区分	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所
大			個	個	個	個						
小			個	個	個	個						
女子		個	個	個	個	個	個	個	個	個		
個室専用		階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所		
		個	個	個	個	個	個	個	個	個		

旅館業の施設の構造設備

玄関帳場を設けない場合は、旅館業法施行規則第4条の3に規定する基準に適合する設備を設けること又は新潟県旅館業法施行条例第7条第1号ア及びイに規定する基準に該当することの説明		
玄関帳場の機能を代替する設備、措置等の基準		説 明
旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	
<p>宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること</p>	<p>玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること</p>	
<p>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること</p>	<p>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること</p>	

旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類

- 1 旅館業の施設の各階ごとの平面図
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 3 飲料水として水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し